

取扱区分：「公開」

令和6年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年7月10日(水) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年7月10日(水) 午前10時02分 ~ 午前10時43分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊一	3番	野村 邦幸
4番	重永 正人	5番	佐伯 伴章
6番	笠井 保雄	7番	河内 邦雄
8番	藤原 典子	9番	佐伯 信治
10番	高橋 恵	11番	秋貞 啓子
12番	藤井 孝	13番	山下 敏彦
14番	瀧山 美智子	15番	市川 進
16番	有馬 俊雅	17番	兼重 智
18番	田中 榮作	19番	白石 純治

(2) 欠席委員 1人

2番 歳光 時正

(3) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課長 菅田 浩司

産業振興部農業振興課 農政担当 本多 和也

(4) 事務局職員 3人

次長補佐 神本 和典 書記 重岡 のぞみ

書記 山崎 絵美

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第27号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	1件
議案第28号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(非農地判断等)に係る意見聴取について	2件
議案第29号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第30号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第31号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第32号	令和5年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

第3 報告事項

報告第48号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	12件
報告第49号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第50号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	12件
報告第51号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	4件
報告第52号	開墾農地の耕作届出について	1件
報告第53号	非農地判断の結果について	150件
報告第54号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	33件
報告第55号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第56号	現況が農地でないことの証明等について	7件
報告第57号	土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について	1件

神本次長保佐

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員1名で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままお願いします。

それでは、議長よろしくお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

5番・佐伯伴章委員、8番・藤原典子委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第27号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

1 ページの議案第27号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案1件です。

番号1番につきましては、令和6年3月11日に開催の第3回総会における、議案第9号の番号1番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、審議時の状況において、農業振興地域の農用地区域からの変更については時期尚早と考えられるとする旨の答申をしたものです。

農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第27号、番号1番について、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田です。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第27号番号1番についてご説明いたします。

本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業者売却し、太陽光発電施設を設置したいとの申出です。

また、本件は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、令和6年第3回総会にお諮りしましたが、地域住民等への説明が不十分であり、除外は時期尚早とのご意見をいただいた案件で、この度、申出者が、対象地区を担当される農業委員や最適化推進委員を通じ

て、関係者に説明を行った上で、再度、申出がありましたことから、改めてお諮りするものです。

申出地の現況や土地利用計画は、配付させていただいております参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みであることを確認しております。

説明は以上となりますが、このたび、再度、議案の提出となりましたことについては、貴委員会との情報共有不足によるものであり、特に、太陽光発電施設の設置にかかる案件については、農業の生産環境だけでなく集落環境への影響も懸念されますことから、今後、貴委員会と緊密に連携しながら慎重に事務を進めてまいります。

以上でございます。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

佐伯伴章委員

5番佐伯伴章委員

5番の佐伯です。

本件につきましては、3月の総会において申請がありましたが、近隣住民への説明がなされておらず、地区の景観も考慮し、再検討するべきと申請を見送りました。

その後、申請者本人と代理者、そして推進委員さんも来ていただきまして話し合いをしました。

そして申請者本人の思いも聞きました。

それから、私たちのどういう状況ですという思いも伝えて、地区内の人に説明をして、理解してもらうよう再度お願いをしました。

申請者は高齢で、農地の維持管理はできないと主張され、転用できないなら荒廃させるしかないとも言われました。

また、当初貸付はだめと言われていたのですけれども、貸付けしても良いと話され、他の利用方法も考えられました。

地区内の方に話を聞きまして、農地としての利用方法は無いか、

貸し付けしても良いと言われたのでそのことも意向を伝えて、個人、又は自治会としてでも管理する可能性はないのかなど、いろいろと話しましたが、地区内の方も高齢に近く、太陽光発電施設の設置に反対の意見も出されているんですが、農地としての利用は不可能な状況であり、地区内としては今回の申請は仕方ないとの意見でした。

農振農用地区域から除外する確認事項も問題はなく、申請を拒む条件は見られませんでしたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、今回の事案のように、太陽光発電設備の設置が、地域の景観や周辺住民の生活環境等に大きな影響を与える可能性があるにも関わらず、その設置者や土地所有者には、周辺住民へ事前の説明をする義務がないのが現状です。

地元住民等へ事前の説明がしっかりと行われ、また、地元の意見が設置者や土地所有者へ伝わるような仕組みを、市の条例等によって明確にしてほしいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第27号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号1番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第27号、番号1番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第28号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地

利用計画の変更（非農地判断等）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2 ページの議案第28号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農業委員会が非農地判断をした農地として、令和6年2月13日に開催の令和6年第2回総会に報告第10号番号14番として報告したもの及び、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為が不要であり、農地転用許可も不要な農地として、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出を受理し、令和6年6月10日に開催の令和6年第6回総会に報告第45号番号1番として報告したものについて、農用地区域から除外するもので1議案2件です。

農業振興課の説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第28号、番号1番及び番号2番について、農業振興課より一括して説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第28号について、ご説明します。

まず、番号1番につきましては、非農地判断された1筆の土地について、農用地区域から除外を行うもので、対象土地の、所在地等は議案書のとおりでございます。

続きまして、番号2番については、携帯電話基地局の建設のため、土地の一部を農用地区域から除外を行うもので、対象土地の所在地等は議案書のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第28号、番号1番及び番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第28号、番号1番及び番号2番は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第27号及び議案第28号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

次に、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページから4ページの議案第29号は、1議案4件です。

番号1番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が142平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、サトイモやタマネギ等を栽培するため譲り受けるもの

です。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番田中委員

18番、田中です。

議案第29号、番号1番について補足説明をいたします。

譲受人は9月12日に直接お会いしまして確認いたしました。

そして、譲渡人については、遠方に居住されていることもさることながら、譲渡人のお母様と現地で6月14日に、推進委員、事務局職員、私の3人で確認をいたしました。

内容につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりで間違いありません。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,902平方メートルの農地で、申請譲受人が耕作する農地に隣接する農地です。

申請譲渡人は、令和5年6月12日に開催の令和5年第6回総会の議案第26号番号2番として審議を経て農地法3条許可を受け、申請地を譲り受けて約1年が経過しましたが、高齢で体調を崩しやすくなり、一筆だけ離れた申請地への通作が負担となったため、申請地に隣接する農地を耕作する譲受人に譲り渡したいとのことです。

その旨、譲渡人から理由書が提出されています。

権利移動は所有権移転で、譲受人は水稻を栽培するため譲り受けるものです。

譲渡人が約1年で譲り渡すことについては、やむを得ない事情であると考えられます。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯信治委員

9番佐伯信治委員

9番、佐伯信治です。

議案第29号番号2番に係る補足説明を行います。

6月18日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地確認を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

申請地は、ほ場整備の未実施地区にあり、主に水稻が作付けされ、

山沿いで、階段状の農地が連なる谷間の地域です。

現在、排水処理をするために休耕され、背の低い草が生えている状況の農地です。

現地確認後、譲受人に直接出会い、農地取得の意志及び今後の経営等について確認をしました。

定年退職を機に農業に専念しようとした時に話があり、譲り受けることに承諾したとのことで、水稻関係の農機具もすべてを保有され、一部の農地については個人で町直ししているため作付けしていないが、他の箇所はすべて作付けしているとのことで、農業に積極的に取り組んでおられる方でございます。

次に、譲渡人にも直接出会い、経緯並びに意志を確認しました。

申請地は耕作予定であったが、譲渡人自身が3月に長期入院してしまったこと、農道等も未整備のため大型機械を進入させることに自信がなくなったことから、隣接地は譲受人の所有であって、親戚及び以前から共同で農業を行っていたことや将来の事を考えれば若い後継者にとともに考えて、思い切って贈与することにしたとのことです。

以上の結果から譲渡に関しては、特に問題ないと考えますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号2番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第29号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が278平方メートルで申請譲受人が購入予定の住宅に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は半年前まで耕作をしていましたが、一緒に耕作をしていた家族が亡くなり管理が難しくなったため、住宅と一緒に譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2番の歳光委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

6月26日に推進委員と事務局職員、私で譲渡人立ち合いによる現地調査を行いましたので報告いたします。

申請地については、今まで草刈り管理をされておりましたが、今回、譲受人に畑を贈与、すぐ下にある家の売買と一緒に所有権移転を行うものです。

譲受人は現在岩国市に在住しておりますが、転居を考えていたところ、この農地と家と一緒にということで譲り受けるものです。

議長（山下会長）

調査項目に沿って調査を行いました但問題ないと思ひます。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、議案第29号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が539平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠隔地に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人の親から管理を任されていましたが、譲渡人からの申し出により、野菜や果樹を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2番の歳光委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

6月26日に推進委員と事務局職員、私で譲受人立ち合いによる現地調査を行いましたので報告いたします。

申請地について、一筆については現在無農薬栽培による野菜を作られており、もう一筆についてはウメ等の果樹が植えられ管理されておりました。

譲渡人は現在他県に在住し不在地主であり、管理ができないため贈与により譲渡するものです。

また、譲受人は20年来この畑を管理委託され、自宅横について耕作していた土地を、今回譲り受けるものです。

調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第29号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号4番は、許可と決定いたします。

次に、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

山崎書記

山崎書記

5ページの議案第30号は、1議案1件です。

番号1番について、ご説明いたします。

本件は、令和6年3月11日に開催の第3回総会における、議案第9号の番号2番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和6年5月15日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

申請人は、高齢で管理ができないため、植林で管理しようとするものです。

申請地は、鹿野総合支所から北東へ約800メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は、参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

3番野村委員

3番、野村です。

番号1番について補足説明をします。

議長（山下会長）

6月25日に事務局職員と私の二人で現地確認をしております。

申請地は草刈りがされ、管理されています。

申請人は高齢でもあり、現地は日当たりも悪く、十分な収量が得られないため、クヌギを植林したいとのことでした。

今まではワサビ育成ハウスもあり、また放牧もしていましたが、契約も切れたため今回の申請になったとのことでした。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われま

ご審議のほどよろしくお願

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第30号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたし

議案第30号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はござい

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号、番号1番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたし

続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたし

事務局より議案の説明をお願いします。

山崎書記

山崎書記

6ページの議案第31号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和4年12月9日に開催の令和4年第12回総会における、

議案第49号番号4番としての審議を経て許可したものに關連します。

許可後、事業実施が予定より遅れているため、工事期間を令和7年12月9日までに変更したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第31号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第32号、「令和5年度周南市農業委員会事業報告の承認について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

議案第32号について、ご説明いたします。

7ページの議案第32号は、別紙のとおり、令和5年度周南市農業委員会事業報告書としてまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

本編は5ページから始まりますが、5ページから10ページには、「1組織運営」として、総会、委員全員協議会、幹事会、広報委員会等の開催状況及び改選後の新体制に向けた準備行為等を記載しました。

10ページ、11ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び

「3事務局体制」を記載しました。

11 ページから 35 ページには「4活動実績」で、(1)農地等の利用の最適化を推進する活動、(2)地域計画策定に向けた協力、(3)農地法等関係活動、(4)組織活動、(5)研修活動、(6)情報提供活動、(7)日常活動、(8)その他の活動の8つの活動に区分して実績を記載しました。

35 ページから 37 ページには、「5まとめ」を記載しています。

37 ページから 39 ページは「6年間活動実績表」で、月別、日別の行事等の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、41 ページ以降が「資料編」になります。

42 ページから 45 ページが「1総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

46 ページから 55 ページが「2農地法等に基づく処理状況等」で、許可処分、届出の受理、証明書の交付等の処理状況を月別に区分して表にまとめています。

56 ページ、57 ページが「3用途別転用の状況」で、農地法第4条・第5条、許可・届出等に分け、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

58 ページ、59 ページが「4常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条・第5条に分け、月別の意見聴取の状況、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

60 ページから 63 ページが「5農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」です。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

以上です。

ただ今の議案第32号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正及び

議長（山下会長）

件数・面積等の数字の修正については、会長にご一任を頂きたい
と思います。

このことを踏まえ、議案第32号について、採決を行います。

本件は、承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第32号は、承認することに決定い
たします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第48号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の
届出について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

8ページから11ページの報告第48号は、農地等を相続等により所
有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は12件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしま
したので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「農地法第4条第1項第7号の規定によ
る農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

12ページの報告第49号は、市街化区域内にある農地を、あらかじ
め農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用
するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専
決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

13ページから16ページの報告第50号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、12件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

17ページの報告第51号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は4件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号「開墾農地の耕作届出について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

18ページの報告第52号は、周南市農業委員会開墾農地の届出に係る事務処理要領の規定に基づき、耕作届の提出により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により現地確認通知書を交付したもので、同要領第7条の規定により報告するもので、今回は1件です。

現地確認の結果、すべて農地であると決定したもので、農地台帳に登載し、その旨を記載した現地確認通知書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

19ページから26ページの報告第53号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は150件です。

判断の結果、農地に該当が49筆、29,860平方メートル、非農地に

該当が101筆、51,499.58平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

27ページ・28ページの報告第54号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった33件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります

続きまして、報告第55号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

29ページの報告第55号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経

営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

30ページ・31ページの報告第56号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は7件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号「土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について」、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

32ページの報告第57号は、安田地区において行われる予定の土地改良事業についてです。

土地改良法は、原則として、農用地の所有者ではなく耕作者等、即ち農用地につき権限に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、土地改良事業に参加する資格を有すると定めています。

このたび、耕作者等と所有者間で合意が整い、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、所有者が土地改良事業に参加する資格について農業委員会の承認を得るため、土地改良法施行令第1条の3第1項の規定に基づき所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出書が6月4日に提出されました。

この申出に当たっては、当事者間で合意が整っているとのこと、土地改良事業は、比較的長期間の事業であることや土地の区画形状の変更や換地処分など土地の所有権にかかわるものであることから、所有者が当該土地改良事業に参加することに問題はなく、事務局長専決により、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき当該申出を承認することを決定し、同条第3項の規定に基づきその旨を6月5日に公告するとともに、申出者及び耕作者等へ通知いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第57号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時43分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年7月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山下敏彦

署名委員 佐伯伴章

署名委員 藤原典子